

# 松戸市家庭ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

(家庭ごみ集積所の設置及び管理に関する目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみ集積所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) 専用集積所 条例第33条、松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成13年松戸市条例第35号）第5条、松戸市営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成24年松戸市条例第38号）第12条、松戸市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱第9条及び上記に該当しない共同住宅入居者専用のために整備されたごみ集積所をいう。
- (3) 一般集積所 専用集積所以外のごみ集積所で、次条に掲げる要件を満たすものをいう。
- (4) ごみ集積所 市が家庭ごみを収集するまでの間、家庭ごみを一時集積しておくための場所及び設備であり、専用集積所及び一般集積所をいう。
- (5) 利用者 ごみ集積所を利用する者をいう。
- (6) 所有者 利用者が居住する集合住宅を所有する者をいう。
- (7) 管理者 利用者が居住する集合住宅を管理する者をいう。
- (8) 事業者 ごみ集積所を整備する事業者をいう。

(一般集積所の要件)

第3条 一般集積所の要件は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 1か所につき5世帯以上が利用していること。
- (2) ごみ出し及びごみの収集作業並びに歩行者等の通行の安全に支障がないものであること。
- (3) ごみの収集又は運搬の用に供する車両（以下「ごみ収集車両」という。）が容易に停車することができ、車両の相互の通行が可能な幅員を有する道に面していること。

- (4) ごみ収集車両が前進して侵入可能な道であって、通り抜け又は転回可能な道に面していること。
- (5) ごみ収集車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所に停車することがないこと。
- (6) 見通しの悪い曲折がある道路に面していないこと。
- (7) 前面に電柱、植栽、ガードレールその他ごみの収集作業に障害となるものがないこと。
- (8) 利用者以外の者に迷惑を及ぼす場所がないこと。
- (9) 一般集積所の設置につき、隣接する住民その他関係者と事前に協議し、同意を得ていること。
- (10) 近隣の住民の生活環境に及ぼす影響に配慮して利用者、所有者又は管理者が適正に管理できるものであること。

（ごみ集積所の設置、移動、変更又は廃止の届出）

第4条 ごみ集積所を設置し、移動し、又は廃止しようとする者は、家庭ごみ集積所設置等届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) ごみ集積所の案内図
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 届出書は、ごみの収集開始またはごみ集積所の廃止を希望する7日前までに市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
  - 3 届出書の提出は、一般集積所については当該地域の町会長又は自治会長（ただし、道路位置指定に関する場合は事業者とする）とし、専用集積所については所有者、管理者又は事業者が行うものとする。
  - 4 専用集積所については、届出書にごみ集積所を管理する管理者名を記載するものとする。
  - 5 前項により届け出た管理者が変更する際には、届出書を市長に提出するものとする。なお、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成6年松戸市規則第12号）第8条第2項に規定する家庭ごみ集積所設置申請書（第5号様式）を提出した者についても同様とする。

（ごみ集積所の指定又は廃止）

第5条 市長は、前条に規定する届出書の内容が適正なものとして認めるときは、ごみ集積所として指定又は廃止をし、市長が必要と認められた際には当該届出を行った者にその旨を連絡するものとする。

(ごみ集積所の維持管理)

第6条 ごみ集積所の維持管理は、利用者、所有者又は管理者が行うものとする。

- 2 利用者、所有者又は管理者は、ごみ集積所の維持管理をするにあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 一般廃棄物処理計画（以下「計画」という。）別表1に定める家庭ごみの分別区分を遵守すること。
  - (2) 計画別表4に定める家庭ごみの利用基準に則り、利用者間で掃除当番を決めるなど集積所の清潔を保持するために必要な取り決めを行うこと。
  - (3) ごみの飛散及び流出、悪臭の発生等の防止に努めること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、ごみ集積所の維持管理に支障を及ぼす行為をしないこと。
- 3 利用者、所有者又は管理者は、ごみ集積所の利用又は維持管理に関する苦情及び紛争が生じた場合には、共同してその解決に努めなければならない。

(調査)

第7条 市長は、適正な利用及び維持管理が行われていないごみ集積所を発見したときは、必要に応じ、調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の調査を行うときは、ごみ集積所の現状又は管理の状況を明らかにするため、利用者、所有者及び管理者に対し、報告及び立会を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の調査により、ごみ集積所の適正な利用又は維持管理が行われていないと認めるときは、利用者、所有者及び管理者に対し、期限を定めて、その状況を改善するよう要請するものとする。
- 4 利用者、所有者及び管理者は、前項の規定による要請を受けたときは、同項の期限までに適切な措置を講じ、市長に当該措置の内容及び結果を報告するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による報告その他の事情を踏まえ、ごみ集積所の適正な利用又は維持管理が行われていないため、市民の良好な生活環境の確保並びにごみの収集作業の安全性及び効率性の確保に支障を及ぼすと認めるときは、指定したごみ集積所を廃止する措置を講ずるものとする。
- 6 市長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに、当該措置の対象となったごみ集積所の維持管理の責任を有する者に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。